

## 講師契約書

加賀建設株式会社（以下甲という）、（以下乙という）とは、甲が学びによる地域活性化を目的とした貸教室事業の一環として、乙が行う学習種目 教室に関し、次のとおり契約を締結する。

### <契約条項>

#### 第1条（目的）

甲は学習を通して、新たな交流の構築ならびにつながりを目的とした活動を行う。甲は乙に対して場所（second room）を提供して、乙が自己で作成したカリキュラムに応じて、乙の教室の開催を認可し、援助および協力を約する。乙は次条以下の約定に従い、教室を開催し、健全に経営し、第3条と4条に定める対価（貸料と光熱費）を甲に支払うことを約する。

#### 第2条（名称・商標の使用等）

乙は「second room」内の自己の教室の広告宣伝用のポスター、ちらし類、生徒宛の通信文の印刷物に「second room」の名称、住所、電話番号等を使用できるものとする。その際は、印刷前に、甲に印刷内容を事前に承諾の上、印刷物に配布先枚数を記入した控えを提出するものとする。

#### 第3条（教室の使用料）

甲は「second room」を1時間2,000円（光熱費は別途による）で乙に提供する。（契約日から1ヶ月は無料とする。）

#### 第4条（光熱費）

乙は上記教室使用料のほか、生徒ひとりあたりにつき、光熱費1ヵ月300円を甲に支払うものとする。（無料期間設定なし）光熱費とは水道代、電気代、であり、ガス代は含まない。

#### 第5条（教室内での事故の責任）

乙は学習時間内（準備、片付け時間を含む）に起きた事故については、責任をとるものとする。

#### 第6条（生徒の募集）

乙は教室開催後、積極的に生徒の募集を行い、「second room」の健全経営に努力するものとする。その際の広告費は自己負担とするが、必要に応じて、甲は乙による会員募集についてアドバイス等協力するものとし、状況に応じ、他の教室との合同募集をかけるものとする。その場合の広告費は共同分担とする。

#### 第7条（備品の使用）

甲はスペース、ホワイトボード、駐車場（人数により要相談）、外水道、トイレを貸し出すものとし、それ以外にかかる備品は各講師が用意するものとする。（収納部屋に置いてよいと許可したものは教室の名前を保管となるが、それ以外のものは持ち帰ること）

# KAGA CORPORATION

## SECOND ROOM

### 第8条（禁止行為）

乙は本契約後、半年は契約を解約できないものとする。（生徒が0人になった場合はこの限りではない）1年たったのちは、解約の1ヶ月前に甲へ申し出ること。

乙およびその生徒は、安全上「second room」内の建物、敷地内での喫煙はできないものとする。

### 第9条（使用料、光熱費の支払日）

乙は甲に前月の20日までに次月の使用料、光熱費を支払うものとする。

### 第10条（月謝）

乙は自己の生徒に対しての月謝は乙が設定するが、地域のための活動を基本とするため、次を目安に設定し、他の講師と大差ないようにする。

週1回・・・月4回 6000円（光熱費を入れると6300円うち300円は甲へ支払う）

入会金についての設定の有無は乙にまかせるが、甲に相談すること。生徒への説明は乙が行うものとし、甲にも知らせる。

### 第11条（生徒との通信）

甲はスペースを乙に貸与するものであり、生徒との連絡は基本的に乙がとるものとする。

### 第12条（教室等の清掃）

乙は教室をしようした場合は、次の講師が来る15分前までに、教室内の清掃、トイレの清掃を行い、きれいな状態で引き渡すものとする。

### 第13条（即時解約等）

乙が次のいずれかに該当した場合は、甲は本契約を直ちに解約することができるものとする。

- 1) 乙が「second room」の活動目的に反し、甲および他講師との協力体制をとらなかった場合
- 2) 乙が「second room」内外で犯罪行為、品格を欠く行為をした場合
- 3) 乙の教室の評判が著しく悪い場合
- 4) 乙のスペースの使用が荒く、甲および他講師から抗議あり、改善されない場合

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙が各記名押印して、甲乙各自1通ずつ保有する。

平成 年 月 日

甲 石川県金沢市金石西1-2-10  
加賀建設株式会社  
取締役社長 鶴山 庄市 印

乙 住所  
氏名 印  
TEL